

今治市スタートアップ創業支援補助金

【募集要領】

【申請受付期間】

事業区分	受付期間	備 考
地域課題解決 開業支援事業	令和6年5月30日（木） ～ 令和6年12月27日（金）	予算の上限に達した場合、期間内であっても受付を終了する場合があります。（先着順）
高付加価値 産業創出事業	令和6年5月30日（木） ～ 令和6年11月29日（金）	受付締切り後、書類・プレゼンテーションで事業計画等の内容を審査し、審査結果に基づき交付決定を行います。

※受付期間を再度延長しました。

【交付対象事業】

事業区分	内 容
地域課題解決 開業支援事業	地域課題解決事業の分野（人口減少対策、まちづくりの推進、DXの推進、社会福祉、子育て支援、地域の魅力発信等に係るもの）に該当する取り組み
高付加価値 産業創出事業	デジタル技術等を活用し、新たな社会システムの構築に資する先進的な取り組み (単に既存のデジタル製品・サービスを使用して起業する場合は対象外)

※一部対象外となる場合がございますので、5ページの交付対象事業を必ずご参照ください。

【交付対象者】

○地域課題解決開業支援事業

事業を営んでいない個人又は法人であって、市内において新たに事業を開始する、次に掲げる要件を全て満たす者

1. 市内に住所を有する者
2. 市内に事業所を設置しようとする者
3. 特定創業支援等事業による支援を受け、特定創業支援等事業を受けた旨の証明書を有する者
4. 創業資金融資を受ける者
5. 市税を滞納していない者（個人の場合のみ）

○高付加価値産業創出事業

事業を営んでいない法人であって、これから高付加価値産業分野で起業しようとする法人（事業承継及び第2創業含む）で、次に掲げる要件を全て満たす法人

1. 市内に事業所を設置しようとする法人
2. 特定創業支援等事業による支援を受け、特定創業支援等事業を受けた旨の証明書を有する法人（事業承継及び第2創業は除く）

※各対象者について、一部対象外となる場合がございますので、5ページの交付対象者を必ずご参照ください

い。

【補助金】

事業区分	補 助 率	補助上限枠
地域課題解決開業支援事業	2分の1	20万円
高付加価値産業創出事業		200万円

【対象期間】 交付決定日から令和7年2月28日(金)まで

【申請方法】 産業振興課に持参していただくか郵送で下記申請先へご提出ください。

※提出された申請書に不備等がある場合は、訂正や再提出をしていただくことがあります。提出書類に不備や不足が無いようにご注意ください。また審査にあたり、書類が整わない場合は申請は受理せず、返還いたします。

※本補助金は審査があり、不採択となる場合があります。審査後、不採択となった場合、書類の返送はいたしません。

※本補助金の申請は、同一事業者につき1回限りとします。

【申請先】 〒794-8511 今治市別宮町1丁目4番地1 今治市産業部産業振興課 宛

※郵送の場合は封筒に「今治市スタートアップ創業支援補助金申請書 在中」と記載してください。

【問合先】 今治市産業部産業振興課

電話:0898-36-1540(直通)

メール:sangyou@imabari-city.jp

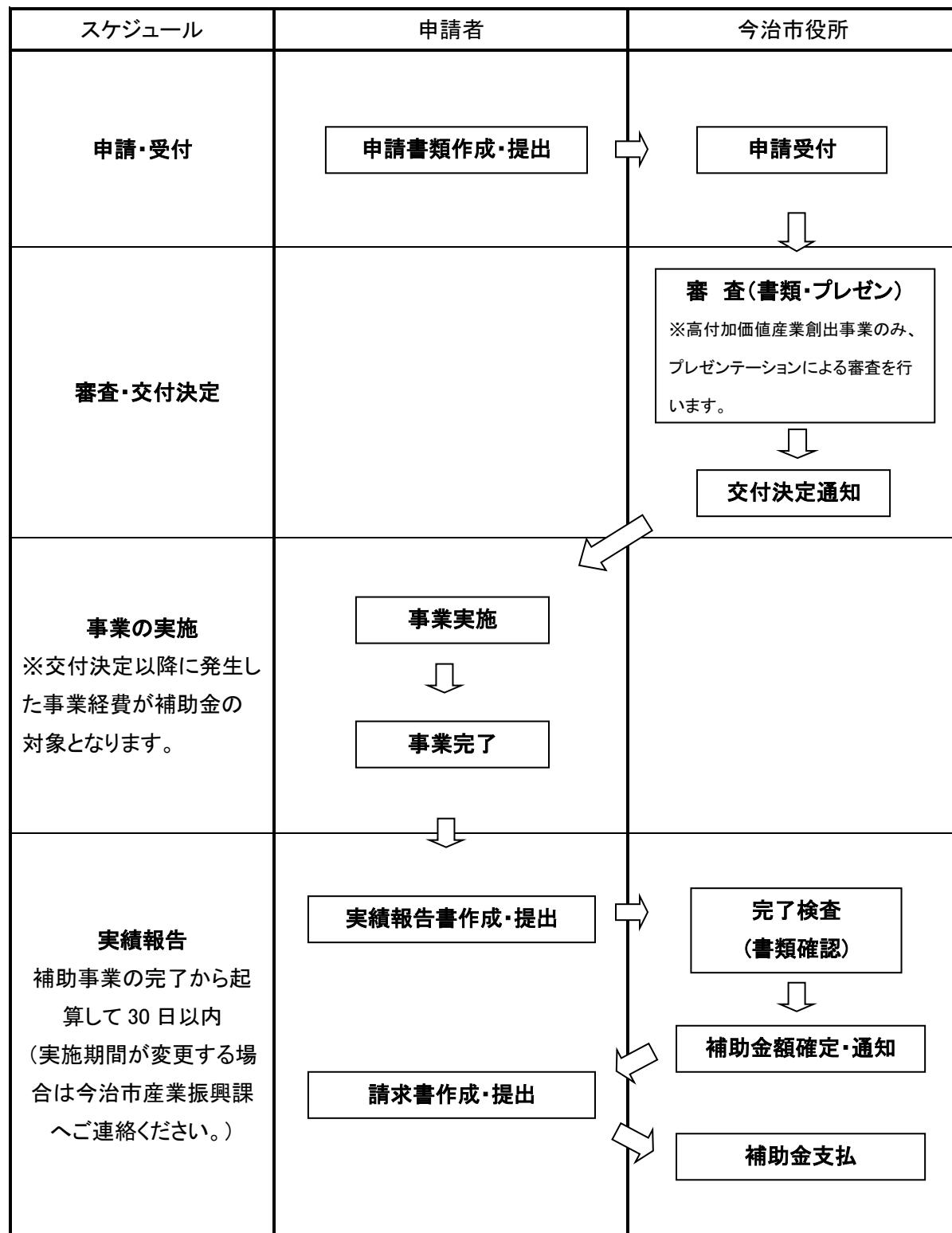
-目 次-

1 目的.....	3
2 補助金交付までの流れ.....	3
3 交付対象事業.....	5
4 交付対象者.....	5
5 補助金額等.....	6
6 補助対象経費.....	6
7 申請受付期間.....	7
8 補助対象事業実施期間.....	7
9 申請方法.....	7
10 申請手続き.....	7
(1) 提出先.....	7
(2) 申請に必要な書類の入手方法.....	7
(3) 申請に必要な書類.....	7
11 問合せ・相談先.....	8
12 留意事項.....	8
別表	10
記入例	11

1. 目的

本市の産業活性化を図るため、市内で新たに創業する者に対し、創業に要する費用の一部を支援することで、創業の機運・醸成及び、多様で新たな人材がその能力を発揮できる環境を整備し、市内における産業構造変革と新たな雇用の創出により地方創生を図ることを目的としています。

2. 補助金交付までの流れ



(1)交付申請

今治市 HP より申請書様式をダウンロードし必要事項を記載の上、関係書類を添えて提出してください。なお、交付申請書類に不備がある場合には、交付決定(補助事業の開始)が遅くなる場合がありますのでご注意ください。

(2)交付決定

交付申請で提出された書類及びプレゼンテーション(高付加価値産業創出事業のみ)による審査を行い、交付決定手続きを行います。交付決定した場合は、交付決定通知書にて通知いたしますが、当該交付決定通知書に記載された交付決定日をもって、補助事業を始めることができます。

ただし、今治市スタートアップ創業支援補助金交付決定前着手届(別記様式第3号)を提出することで、補助金の交付決定前に事業に着手することができます。この場合、交付決定をもって、補助対象事業の実施期間を当該届け出に記載のある事業の着手(予定)日まで遡ることとします。なお、当該届出によって交付決定を約束するものではありません。

※事業実施段階にあっても不明な点の確認や事業変更の事前相談等、適宜今治市にご相談ください。

※交付決定を受けた後は、補助金の増額変更はできません。

(3)変更承認の申請

下記のような場合は、事前に今治市に変更承認申請書を提出し、変更の承認を受けなければなりません。

- ①補助対象事業者の名称、又は所在地を変更しようとするとき。
- ②補助対象事業の経費等の配分額の 20%を越える額を変更しようとするとき。
- ③補助対象事業が予定の期間内に完了することができず、補助対象期間を変更しようとするとき。
- ④その他市長が変更の申請が必要であると判断するとき。

(4)事業の完了

補助事業の完了とは、原則として、交付申請書に記した事業活動の完了とともに、設備投資や購入物品等の納品・検収・支払等の事業上必要な手続きが全て完了していることを指します。

(5)実績報告

補助事業の実施結果を記した実績報告書に、関係書類を添えて今治市に提出してください。

(6)補助金の額の確定

実績報告書の内容及び必要に応じて今治市が行う訪問検査・ヒアリングを通じて、問題がなければ補助金の額を確定し、補助金額確定通知書により通知します。

(7)補助金の請求

補助金額確定通知書を受領後、補助金請求書により補助金の請求を行ってください。

(8)事業終了後(補助金全額の交付を受けた日以降)

書類・取得財産等の管理

本事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後5年間保存しなければなりません。

3. 交付対象事業

事業区分	内 容
地域課題解決 開業支援事業	地域課題解決事業の分野(人口減少対策、まちづくりの推進、DXの推進、社会福祉、子育て支援、地域の魅力発信等に係るもの)に該当する取り組み
高付加価値 産業創出事業	デジタル技術等(※) を活用し、新たな社会システムの構築に資する先進的な取り組み(単に既存のデジタル製品・サービスを使用して起業する場合は対象外)

(※)本補助制度における”デジタル技術等”とは、以下の(1)～(5)のいずれかに該当する先進的なデジタル技術を指します。

- (1) AI 技術(自動運転、スマートファクトリー、ロボット、遠隔医療など)
- (2) ドローン技術
- (3) 生体認証技術
- (4) 3D 印刷技術
- (5) その他市長が認める先進的なデジタル技術

なお、本補助制度に関するQ&A(産業振興課HP掲載)にて、交付対象事業に該当する事例・該当しない事例を載せておりますので、必ずご確認のうえ申請してください。

4. 交付対象者

○地域課題解決開業支援事業

事業を営んでいない個人又は法人であって、市内において新たに事業を開始する、次に掲げる要件を全て満たす者

1. 市内に住所を有する者
2. 市内に事業所(※1)を設置しようとする者
3. 特定創業支援等事業による支援を受け、特定創業支援等事業を受けた旨の証明書を有する者
(申請時点で特定創業支援等事業を受けていない場合でも申請可能ですが、事業完了時にご提出いただく実績報告にて、特定創業支援等事業を受けた証明書の写しのご提出が必要です。なお、今治市内で実施対象となる特定創業支援等事業につきましては、9ページ別表をご参照ください。)
4. 創業資金融資(※2)を受ける者(申請時点で融資決定を受けていない場合でも申請可能ですが、事業完了時点では、融資決定されている必要があります。)
5. 市税を滞納していない者(個人申請の場合のみ)

※1 事業所は事業の用に供するために直接必要な建物及びその附属施設とする。

※2 創業資金融資は次に掲げるものとする。

- ア 国又は地方公共団体が実施する創業に係る融資
- イ 政策金融機関が実施する創業に係る融資
- ウ 民間金融機関が実施する創業に係る融資
- エ 公共的団体が実施するアからウまでの融資に準ずる融資

○高付加価値産業創出事業

事業を営んでいない法人であって、これから高付加価値産業分野で起業しようとする法人(事業承継及び第2創業含む)で、次に掲げる要件を全て満たす法人

1. 市内に事業所を設置しようとする法人
2. 特定創業支援等事業による支援を受け、特定創業支援等事業を受けた旨の証明書を有する法人(事業承継及び第2創業は除く)

※事業承継とは、経営者の交代又は事業再編や事業統合により事業を引き継ぐことをいいます。

※第2創業とは、事業再構築指針(中小企業庁令和3年3月17日制定)における 事業転換又は業種転換をいいます(ただし、売上高構成比要件は適用しません)。

○ただし、地域課題解決開業支援枠及び高付加価値産業創出枠とも以下に該当する場合は対象外となります。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する事業を営む者であるとき。
- (2) 今治市暴力団排除条例(平成22年今治市条例第50号)に規定する暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員等に該当する者であるとき。
- (3) 他の者が行っていた事業を承継して行う事業を営む者であるとき(地域課題解決開業支援枠のみ)。
- (4) フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業を営む者であるとき。
- (5) この補助金を交付され、又は交付見込みである物件の内部において他の事業を実施しようとすると。ただし、この補助金の交付を受けた事業者が当該補助対象事業を廃止した後に他の者が創業する場合は、この限りでない。
- (6) その他市長が適切でないと認めるとき。

5. 補助金額等

事業区分	補 助 率	補助上限枠
地域課題解決開業支援事業	2分の1	20万円
高付加価値産業創出事業		200万円

※算出した補助金の額に千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。

6. 補助対象経費

事業区分	補助対象経費区分	内容
【共通】 地域課題解決開業支援事業 高付加価値産業創出事業	事業拠点費	事業所等の家賃 (ただし、直系血族又は三親等内の傍系血族近親者が所有する物件は対象外。)
	施設改修費	事業所等の改造、改装等に要する経費
	備品購入費	単価1万円以上の備品類等の購入費 (例:パソコン、プリンタ、ファクシミリ、コピー機、エアコン、業務用冷蔵庫、作業機械、等)

	広告宣伝費	ホームページ、新聞及び雑誌広告、テレビ及びラジオCM、パンフレット、チラシ作成等に要する経費
	申請手数料等	官公庁への申請書類作成等に係る経費

7. 申請受付期間

○地域課題解決開業支援事業

令和6年5月30日(木)～**令和6年12月27日(金)**【当日消印有効】

○高付加価値産業創出事業

令和6年5月30日(木)～令和6年11月29日(金)【当日消印有効】

※受付期間を再度延長しました。

※予算の範囲内での採択となります。

※申請に必要な書類が備わったものから順に受付を行います。書類に不備等があった場合、受付が認められませんのでご注意ください。

※地域課題解決開業支援事業については、予算の上限に達した場合、期間内であっても受付を終了する場合があります。(先着順)

8. 補助対象事業実施期間

交付決定日～令和7年2月28日(金)

※対象事業は、令和7年2月28日(金)までに支払いや納品を含む全ての事業が完了している必要があります。

9. 申請方法

産業振興課に持参していただくか郵送で下記申請先へご提出ください。

10. 申請手続き

(1)申請先

〒794-8511 今治市別宮町1丁目4番地1 今治市産業部産業振興課 宛

(2)申請に必要な書類の入手方法

下記URLからダウンロードしてください。

今治市産業振興課HP URL:<https://www.city.imabari.ehime.jp/sangyou/startup/>

(3)申請に必要な書類

①今治市スタートアップ創業支援補助金交付申請書【別記様式第1号】

②補助対象経費算定表

③創業資金融資の申込みを行うときに提出する事業計画書及びその他これに類するもの

④創業資金融資に係る契約書の写し(創業資金融資の実施が決定していないときは、本融資に係る
借入申込書等の写し)

⑤事業の内容を示す書類、店舗等の図面及び補助対象経費に係る見積書の写し

⑥市税完納証明書(申請時より直近1ヶ月以内に取得したもの、地域課題解決開業支援事業で個人

申請の場合のみ)

⑦誓約書【別記様式第2号】

⑧特定創業支援等事業を受けた証明書の写し(申請時に特定創業支援等事業を受けられていない場合、実績報告時に本書類の提出が必要となります。)

⑨今治市スタートアップ創業支援補助金交付決定前着手届【別記様式第3号】(交付決定前に事業に着手する、もしくは既に着手している場合、本書類の提出が必要となります。)

⑩その他市長が必要と認める書類

※提出書類一覧(チェックリスト)を一番上にし、上記①から順に並べてご提出ください。

※審査にあたり書類が整わない場合は、申請は受理せず返還いたしますのでご注意ください。

11. 問合せ・相談先

補助金の申請に関する不明な点やご相談等は、以下へお問い合わせください。

今治市産業部産業振興課

電話:0898-36-1540(平日8:30~17:15) メール:sangyou@imabari-city.jp

12. 留意事項

- ① 国・県・市等の他の補助金等の交付を受けて実施する事業については、本補助金の交付を受けることはできません。
- ② 補助の対象となる経費とは、本事業に必要な経費として今治市の承認を得たものであり、補助金交付決定日(又は、補助金変更承認日)以降に発注し、かつ、補助事業期間内に支払が完了した経費のみです。したがって、補助金交付決定日(又は、補助金変更承認日)より前に発注した経費、補助事業期間より後に支払が行われた経費は補助対象経費として認められません。
- ③ 補助対象経費は消費税及び地方消費税を除いた額です。
- ④ 補助対象経費の支払方法は、現金決済または、銀行振込みで行ってください。(実績報告の際に領収書等の支払いを証明する書類が必要となりますので、大切に保管しておいてください)なお、カード決済については、原則、認められません。
- ⑤ 金融機関への振込手数料は補助対象なりません。支払時に振込手数料を受取人が負担している場合も対象なりません。
- ⑥ 補助事業に係る経費とそれ以外の経費のいわゆる混合払いは、原則、行わないでください。
- ⑦ 見積書に有効期限がある場合は、有効期限切れに注意してください。
- ⑧ 以下の経費は補助対象なりません。
 - 備品購入費については通販サイト等での購入
 - 事務所等にかかる保証金、敷金、礼金、仲介手数料、光熱水費
 - 従業員が居住する住居等の家賃、保証金、敷金、礼金、仲介手数料、光熱水費
 - 自動車等車両の修理費・車検費用
 - 税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用及び訴訟等のための弁護士費用
 - 振込等手数料(代引手数料を含む)及び両替手数料

- 公租公課(消費税及び地方消費税額等)
 - 各種保険料
 - 借入金などの支払利息及び遅延損害金
 - 補助対象経費であっても見積書、契約書、納品書、請求書、振込控え等の帳票類が不備の場合
 - 上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費
- ⑨ 申請にあたっては、実施する事業内容にかかる経費が、本補助金の補助対象経費に該当するか、十分に確認のうえ、申請してください。補助対象外経費が含まれた状態で採択されても、当該経費は本補助金の対象なりません。
- ⑩ 補助金交付後、会計検査院が実地検査に入ることがあります。この検査により補助金の返還命令等の指示がなされた場合には、これに従わなければなりません。
- ⑪ 本募集要領に記載されていない要件等詳細については、今治市からの指示に従わなければなりません。

(別表) 【今治市内で実施対象となる特定創業支援等事業について】

特定創業支援等事業者 (今治市内及び近郊)	支援方法	証明書取得のための要件
株式会社伊予銀行	<p>いよぎん今治みらい 起業塾（創業塾）の受 講（2024 年度）</p> <p>【問合せ】 伊予銀行地域創生部 (089-907-1074)</p>	<p>創業希望者を対象とする「いよぎん今治みらい起業塾」の講義全 5 回を受講し、ビジネスプランを作成した者。</p> <p>時期：7 月 19 日（金）、8 月 2 日（金）、 8 月 9 日（金）、8 月 23 日（金） 8 月 30 日（金）各日 18 : 30 開始</p> <p>場所：今治地域地場産業振興センター</p>
株式会社伊予銀行 株式会社愛媛銀行 愛媛県信用保証協会 愛媛信用金庫	<p>個別相談</p> <p>【問合せ】 ・各金融機関は各営業 店窓口 ・愛媛県信用保証協会 は今治支所 (0898-23-0170) または業務統括部企 業支援課 (089-931-2114)</p>	<p>1 月程度にわたり 4 回以上継続して、「経営・財務・人材育成・販路開拓」等の専門的な創業個別相談及び支援を受け、知識を習得した者。</p> <p>時期：随時 (原則として土・日、祝日を除く営業時間内)</p> <p>場所：金融機関は各営業店窓口 愛媛県信用保証協会は今治支所または 業務統括部企業支援課（本所）</p>
公益財団法人えひめ産 業振興財団	<p>愛媛グローカル・フロ ンティア・プログラム</p> <p>【問合せ】 ・EGF アワード応募 は愛媛県産業創出課 (089-912-2470) ・BSO はえひめ産業 振興財団 (089-960-1100)</p>	<p>愛媛グローカル・フロンティア（EGF）アワードに応募し、「経営・財務・人材育成・販路開拓」の知識習得について、えひめ産業振興財団のビジネス・サポート・オフィス（BSO）によるフォローアップを 1 月以上、継続的に 4 回以上受けた者。</p>

記入例

年 月 日

申請される日の日付を記入
してください。

(宛先) 今治市長

個人の方は、住民票上の住所・氏名を
ご記入ください。
事業者名は記入不要です。
押印不要です。

所在地
事業者名
代表者職氏名
連絡先電話番号

今治市スタートアップ創業支援補助金交付申請書

今治市スタートアップ創業支援補助金の交付を受けたいので、今治市スタートアップ創業支援補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり申請します。

事業等の名称	創業開始事業		
事業所等の所在地	今治市○○123-4		
創業の内容	業種 ソフトウェア開発業	創業予定日 R6.8.25	従業員数 5名
	内容（具体的に） 企業のDX推進に資するソフトウェアの開発		
補助対象事業区分	<input checked="" type="checkbox"/> 地域課題解決開業支援事業		<input checked="" type="checkbox"/> 人口減少対策 <input checked="" type="checkbox"/> まちづくりの推進 <input type="checkbox"/> DXの推進 <input type="checkbox"/> 社会福祉 <input type="checkbox"/> 子育て支援 <input type="checkbox"/> 地域の魅力発信
	<input type="checkbox"/> 高付加価値産業創出事業		<small>地域課題解決開業支援事業に資する内容は複数選択可</small>
当該事業が補助対象事業に該当する理由及び事業内容	市内企業の事業内で発生する紙媒体のデータ化、製造工程、在庫のデータ管理等を行えるソフトウェア開発により、DXの推進を実現できる。 また、DXの推進により、省人化・省力化ができることで、市内企業の経営安定化や生産性向上にも繋がると考えられる。等		

<p>●事業着手日について</p> <p>基本的には、交付決定以降を想定した日付で記入してください。</p> <p>高付加価値産業創出事業については、受付期間終了後に審査を実施し、交付決定を行いますので、それらを想定したうえで事業着手日を設定してください。</p> <p><u>ただし、交付決定前着手届を提出する場合は、この限りではありません。</u></p>	<p>●事業完了日について</p> <p>申請事業に係る補助対象経費の支払いが完了する日付(予定)を記入してください。</p> <p>※事務手続き上、R7.2.28までの事業完了日を設定してください。</p>

事業の着手・完了の日	(着手) R6年8月25日	・ (完了) R7年2月20日
補助対象経費		755,000円 (税抜)
補助金交付申請額		200,000円 (千円未満切り捨て)

添付書類

- (1) 補助対象経費算定表
- (2) 創業資金融資の申込みを行うときに提出する事業計画書及びその他これに類するもの
- (3) 創業資金融資の実施が決定しているときは融資に係る契約書の写し、決定していないときは融資に係る借入申込書等の写し
- (4) 事業の内容を示す書類、店舗等の図面及び補助対象経費に係る見積書の写し
- (5) 特定創業支援等事業を受けた証明書の写し
- (6) 市税完納証明書（地域課題解決開業支援事業で個人申請の場合のみ）
- (7) 誓約書（別記様式第2号）
- (8) その他市長が必要と認める書類

補助対象経費算定表

記入例

1 事業拠点費

※ 事業所等の家賃（敷金及び礼金は、除く。）

(単位：円)

No	契約の相手方 (見積業者)	金額（税抜）	備考 ※家賃の場合は月数を記入
1	○○不動産	300,000	家賃6ヶ月分
計		300,000	

2 施設改修費

※ 事業所等の改造、改装等に要する経費

(単位：円)

No	内容	金額（税抜）	備考
1	壁紙張り替え	100,000	
2	電気工事	200,000	
計		300,000	

3 備品購入費

※ 単価1万円以上の備品類等の購入費(例：パソコン、プリンタ、ファクシミリ、コピー機、エアコン、業務用冷蔵庫、作業機械、等)

(単位：円)

No	製品名等	数量 (A)	単価（税抜） (B)	金額（税抜） (A) × (B)	備考 (用途)
1	パソコン	2	50,000	100,000	システム構築のため
計				100,000	

4 広告宣伝費

※ ホームページ、新聞及び雑誌広告、テレビ及びラジオCM、パンフレット、チラシ作成等に要する経費

(単位：円)

No	内容	金額（税抜）	備考
1	パンフレット作成	35,000	
計		35,000	

5 申請手数料等

※ 官公庁への申請書類作成等に係る経費

(単位：円)

No	内容	数量 (A)	単価 (税抜) (B)	金額（税抜） (A) × (B)	備考 (用途)
1	開業届作成経費	1	20,000	20,000	税務署への開業届提出のため
計				20,000	

記入例

誓 約 書

(宛先) 今治市長

申請される日の日付を記入
してください。

年 月 日

個人の方は、住民票上の住所・氏名をご記入ください。
事業者名は記入不要です。
押印不要です。

所在地
事業者名
代表者職氏名

申立てに付いて、旨記載いたします。

これらが、事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関する貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

- 1 本補助金の対象経費について、国、県及び市町村等による他の補助制度と重複して補助金等の交付を受けておらず、今後も交付を受けることはありません。
- 2 交付申請日の前日から起算して過去5年間に、重大な法令違反等はありません。
- 3 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業及びこれらに類する事業を行っていません。
- 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団ではありません。
- 5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員ではありません。
- 6 法人の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員ではありません。

（注）「役員等」とは、「法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者」をいう。

- 7 次のいずれかに該当するものではありません。

- （1）暴力団員がその経営に実質的に関与しているもの
- （2）自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用するなどしているもの
- （3）暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているもの
- （4）暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているもの
- （5）暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不當に利用しているもの
- （6）財産を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとするものではありません。

（注）「これに類するもの」とは、「公の秩序又は善良な風俗に反する目的その他社会通念上不適切と認められるもの」をいう。

別記様式第3号（第8条関係）

申請される日の日付を記入
してください。

記入例

年 月 日

（宛先）今治市長

個人の方は、住民票上の住所・氏名を
ご記入ください。
事業者名は記入不要です。
押印不要です。

所在地
事業者名
代表者職氏名

今治市スタートアップ創業支援補助金交付決定前着手届

今治市スタートアップ創業支援補助金交付要綱第8条第3項の規定に基づき、下記のとおり、交付決定前に事業に着手することを届け出ます。

なお、本件について交付決定がなされなかった場合においても異議は申し立てません。

記

1 事業の着手（予定）日

R6.8.25

2 交付決定前着手の理由

早期に事業を開始したいため

※交付決定前着手届を提出した場合であっても、申請内容を審査した結果、補助対象事業または補助対象経費として認められない場合もあります。